

第9号議案

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正等に伴い、本市の会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給することに関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 給与条例第24条第1項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第1項中「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは、「基準日以前1年以内における直近の人事評価の結果」と読み替えるものとするほか、必要な技術的な読替えは規則で定める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する職員の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第24条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第28条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第28条の2 給与条例第24条第1項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第1項中「基準日以前における直近の人事評価の結果」とあるのは「基準日以前1年以

内における直近の人事評価の結果」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する職員の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第24条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(春日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 春日市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。